

《法第 116 条該当・非該当届の記入について》

- 添付書類

- ① 在学証明書
- ② 申請を外部委託される場合（社労士事務所等）は、代理人の身元確認書類の写し。

- 留意事項等

- ① すでに「該当届」を提出されている方で、学校が変更になった場合は、再度「該当届」をご提出ください。（例：予備校から大学に進学した場合、大学から大学院に進学した場合など。）

【 個人番号の利用目的及び個人情報の取り扱いについて 】

- ・当組合では、被保険者の個人番号について、番号法別表第 1 の第 30 項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。
- ・当組合が知り得た被保険者等の個人情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。